

「茨城県都市計画審議会」開催のお知らせ

令和2年度第1回茨城県都市計画審議会を下記のとおり開催します。
傍聴を希望される方は、以下の手続に従って傍聴してください。

1 開催日時

令和2年10月2日（金）午後1時30分から午後3時00分まで（予定）

2 開催場所

水戸市笠原町978番25
茨城県開発公社ビル 4階大会議室

3 予定案件（3件）

- (1) 竜ヶ崎・牛久都市計画道路の変更について
- (2) 研究学園都市計画道路の変更について
- (3) 稲敷市における廃棄物処理施設の敷地の位置に関する都市計画上の支障の有無について

4 傍聴手続

- (1) 受付は、午後1時から行います。
- (2) 上記開催予定時刻の10分前までに会場で受付を済ませてください。
- (3) 受付簿に住所、氏名を記入してください。
- (4) 傍聴希望者が10名を超える場合は、抽選により傍聴者を決めさせていただきます。
- (5) 傍聴される場合は、下記の事項に従っていただくことになります。
- (6) なお、案件の内容により全部又は一部非公開となる場合がありますので、あらかじめご了承ください。

5 問い合わせ先

茨城県 土木部 都市局 都市計画課 都市行政グループ
電話 029-301-4579

【審議会を傍聴するにあたって守っていただく事項】

- (1) 審議会開催中は静粛に傍聴すること。
- (2) 審議に対して可否を表明し、又は拍手をしないこと。
- (3) 私語、談論、放歌、高笑いなどをしないこと。その他騒ぎ立てないこと。
- (4) 帽子、コート類を着用しないこと。
- (5) 携帯電話、その他これらに類する機器は使用できないよう電源を切ること。
- (6) 飲食又は喫煙をしないこと。
- (7) みだりに席を離れないこと。
- (8) 会場内での写真撮影、録画、録音等を行わないこと。
- (9) 新型コロナウイルス感染症のまん延防止のためマスクを着用すること。
- (10) 係員の指示に従うこと。
- (11) その他会場の秩序を乱し、又は審議の妨害となるような行為はしないこと。

上記に従わないときは、退場していただく場合があります。